

# JOYO BANK NEWS LETTER

2022年6月29日

## 保険新商品のご案内 —アフラックのしっかり頼れる介護保険—

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、このたび、新たに保険商品の取り扱いを開始しますので、下記のとおりご案内いたします。

当行は、今後とも、取扱商品の充実を図り、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2022年7月1日（金）

#### 2. 商品の概要

商 品 名	アフラックのしっかり頼れる介護保険 （正式名称：介護保険〔無解約払戻金 2021〕）
引受保険会社	アフラック生命保険株式会社
主 な 特 徴	公的介護保険制度にもとづく要介護 1 以上の状態に該当していると認定された場合、またはアフラック所定の要介護状態に該当した場合、給付金をお支払いする介護保険です。主な特徴は、以下の3点です。 ①公的介護保険制度にもとづく要介護 1 以上に認定された場合に一時金をお受け取りいただけます。 ②公的介護保険制度にもとづく要介護 3 以上に認定された場合に介護年金をお受け取りいただけます。 ③要介護 1 一時金の支払事由に該当した場合、以後の保険料のお払い込みは不要となります。

※詳細は、商品概要書をご覧ください。

以 上



常陽銀行

MEBUKI  
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

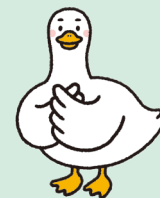
Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

介護状態に合わせて保障する



## がん保険・医療保険 保有契約件数 No.1\* のアフラックがお届けする「介護保険」です。

\* 令和2年版「インシュアランス生命保険統計号」より



### 特長① 一時金をお支払いします。

公的介護保険制度にもとづく**要介護1以上**に認定された場合に**一時金**をお受け取りいただけます。

### 特長② 介護年金をお支払いします。

公的介護保険制度にもとづく**要介護3以上**に認定された場合に**介護年金**をお受け取りいただけます。

### 特長③ 免除事由に該当した場合、保険料のお払い込みは不要です。

要介護1一時金の支払事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みは不要**となります。

#### ■ 仕組図(保障内容)

給付金名	被保険者の状態	Aプラン 1型	Bプラン 2型	お支払いする場合	お支払い の限度	保険 期間
介護年金	要介護5	基準介護年金額		つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当しているとき	1年に 1回  保険期間を 通じて 10回 まで	終身
	要介護4	基準介護年金額の 5/6	2/3			
	要介護3 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	基準介護年金額の 4/6	1/3			
要介護2 一時金	要介護2 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	要介護2一時金額		つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく左記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	
要介護1 一時金	要介護1 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	要介護1一時金額			1回限り	
免除事由に該当したとき(要介護1一時金の支払事由に該当したときなど) 以後の保険料はいただきません				保障は継続します		

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートする「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者さま向けサービスをご利用いただけます。

※本サービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。  
※本サービスは、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※健康状態によっては、保険料の割り増しをすることでご契約をお引き受けできる場合があります。  
この資料は、保険商品およびサービスの内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。ご検討にあたっては、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」などをご確認ください。

## 商品概要・取扱規程

販売名称	アフラックのしっかり頼れる介護保険	契約年齢*	満18歳～満79歳
正式名称	介護保険〔無解約払戻金2021〕	給付金額の範囲	基準介護年金額：30万円～120万円 (6万円単位) 要介護2一時金額：10万円～100万円 (1万円単位) 要介護1一時金額：10万円～100万円 (1万円単位) ※契約の限度については「契約概要・注意喚起情報」 をご確認ください。
保険期間	終身	解約払戻金	なし
保険料払込期間	終身払	契約者配当金	なし

\* 契約日における被保険者の満年齢をいいます。契約内容により異なります。「特別保険料率に関する特則」が付加されている場合は、満20歳からとなります。



健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

## ご留意点

### ◇ご確認ください

- この資料は、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。本商品のご検討ならびにご契約の際には、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- **本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。**
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・ご契約の解除)の対象です。

### ◇生命保険募集人について

アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お問い合わせ、お申し込みは  
〈募集代理店〉

株式会社 常陽銀行

〒310-0021 水戸市南町2-5-5

〈引受保険会社〉 **保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。**

**Aflac アフラック**  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
アフラックコールセンター 0120-555-027  
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00  
アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

